令和2年度中央市一般会計予算

令和2年度中央市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,239,883千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に よる。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目 的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
 - 1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額 を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款	項	金額
1 市 税		4, 591, 456
	1市 民 税	1, 962, 605
	2固定資産税	2, 314, 144
	3軽 自 動 車 税	114, 707
	4市 た ば こ 税	200, 000
2地 方 譲 与 税		124, 440
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	33, 410
	2自動車重量譲与税	87, 630
	3森林環境譲与税	3, 400
3利 子 割 交 付 金		6,000
	1利 子 割 交 付 金	6,000
4配 当 割 交 付 金		14, 000
	1配 当 割 交 付 金	14, 000
5株式等譲渡所得割交付金		12, 000
	1株式等譲渡所得割交付金	12, 000
6法 人 事 業 税 交 付 金		22, 000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	22, 000
7地 方 消 費 税 交 付 金		610, 000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	610, 000
8環境性能割交付金		11,000
	1環境性能割交付金	11,000
9地 方 特 例 交 付 金		30, 090
	1地 方 特 例 交 付 金	30, 090
10 地 方 交 付 税		1, 901, 010
	1地 方 交 付 税	1, 901, 010
11 交通安全対策特別交付金		4, 815
	1交通安全対策特別交付金	4, 815
12 分 担 金 及 び 負 担 金		247, 015
	1 負 担 金	247, 015
13 使 用 料 及 び 手 数 料		74, 724
	1 使 用 料	54, 159
	2 手 数 料	20, 565
14 国 庫 支 出 金		1, 703, 714

										(+1\pi 111)
	款					項				金額
				1 国	庫		負 ——	担	金	1, 233, 098
				2 国	庫	-	補	助	金	463, 692
				3 委		į	託		金	6, 924
15 県	支	出	金							807, 784
				1 県		負		担	金	501, 539
				2 県		補		助	金	232, 877
				3 委		Ī	託		金	73, 368
16 財	産	収	入							32, 542
				1 財	産	運	用	収	入	32, 540
				2 財	産	売	払	収	入	2
17 寄	附		金							200, 003
				1 寄		[附		金	200, 003
18 繰	入		金							969, 141
				1 基	金	j	繰	入	金	949, 141
				2 特	別	会	計	繰入	金	20,000
19 繰	越		金							100, 000
				1 繰		į	越		金	100, 000
20 諸	収		入							338, 149
				1 延	滞金、	加拿	算 金	及び	過料	4, 615
				2 市	預		金	利	子	1
				3 雑					入	333, 533
21 市			債							1, 440, 000
				1 市					債	1, 440, 000
	歳	-	人	<u>{</u>	<u>,</u>	計	<u> </u>			13, 239, 883

	款				項			金額
1 議	会	費						150, 595
			1 議		会		費	150, 595
2 総	務	費						1, 514, 468
			1 総	務	管	理	費	1, 118, 274
			2 企		画		費	32, 237
			3 徴		税		費	199, 964
			4 戸	籍住	民 基	本 台	帳 費	128, 772
			5選		挙		費	542
			6 防		災		費	22, 080
			7 統	計	調	查	費	11,881
			8 監	查	委	員	費	718
3 民	生	費						4, 549, 356
			1 社	会	福	祉	費	2, 061, 608
			2 児	童	福	祉	費	2, 110, 700
			3 生	活	保	護	費	308, 618
			4 災	害	救	助	費	5
			5 福	祉	施	設	費	68, 425
4 衛	生	費						830, 297
			1 保	健	徫	生	費	383, 551
			2 清		掃		費	399, 746
			3 水		道		費	47, 000
5 労	働	費						3, 725
			1 労		働	諸	費	3, 725
6 農	林 水 産	業費						468, 935
			1 農		業		費	451, 083
			2 林		業		費	17, 852
7 商	工	費						89, 310
			1 商		工		費	89, 310
8 土	木	費						2, 055, 475
			1 土	木	管	理	費	69, 275
			2 道	路	橋	梁	費	363, 573
			3 河		Л		費	11, 835
			4都	市	計	画	費	1, 591, 746

	بند				T			(十元・111)
	款				項			金額
			5 住		宅		費	19, 046
9消	防	費						521, 238
			1 消		防		費	521, 238
10 教	育	費						1, 674, 089
			1 教	育	総	務	費	127, 604
			2 小	学		校	費	602, 182
			3 中	学			費	123, 400
			4 社	会	教	育	費	195, 694
			5 保	健	体	育	費	625, 209
11 災		 旧 費						40
			1農	林水産業	施設			20
				共土木施				20
12 公								1, 331, 473
			1 公		 債		費	1, 331, 473
13 諸	支	出 金						30, 882
			1 普	 通 財	産	取得	費	1
			2 基		金		費	30, 881
14 予								20,000
			1 予		備		費	20,000
			•					
	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			^	I			10.000.000
	歳	出		<u></u>	計			13, 239, 883

第2表 繰越明許費

	7	款				項		事	業	名	金 額 (千円)
1	議	会	費	1 1	議	会	費	議会運営費			2, 524
					合			計			2, 524

第3表 地方債

起債の目的	限度額(千円)	起債の 方 法	利率	償還の方法
公共事業等債	58, 400		だし、利率見直し	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合
地方道路等整備事業債	180, 600		る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直し	には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置期
合併特例事業債	729, 600		後の利率)	間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上 償還又は低利に借換 えすることができる。
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	2, 900	普通貸借		え 9 ることが Cさる。
防災・減災・国土強靭 化 緊 急 対 策 事 業 債	108, 500			
臨時財政対策債	360, 000			
合 計	1, 440, 000			

令和2年度中央市国民健康保険特別会計予算

令和2年度中央市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,233,306千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

款		項	金額
1国民健康保険	税		672, 374
		1国民健康保険税	672, 374
2 使 用 料 及 び 手 数	料		553
		1 手 数 料	553
3国 庫 支 出	金		3, 393
		1国 庫 補助 金	3, 393
4 県 支 出	金		2, 268, 893
		1県負担金・補助金	2, 268, 893
5 財 産 収	入		7
		1財産運用収入	7
6 繰 入	金		274, 960
		1一般会計繰入金	274, 960
		2基 金 繰 入 金	0
7 繰 越	金		1
		1 繰 越 金	1
8 諸 収	入		13, 125
		1延滞金、加算金及び過料	8, 004
		2 雑 入	5, 121
歳 入		合 計	3, 233, 306

				-											-		
	款									項						金	額
1 総	;	務		費													72, 553
					1	総		務		管	,		理		費		67, 757
					2	徴				ᆁᆇ	Į.				費		4, 566
					3	運	崖	†	ŧ	劦	議	Š	会		費		230
2 保	険	給	付	費												2	, 241, 707
					1	療			養			諸			費	1	, 947, 348
					2	高		額		療	ŧ		養		費		281, 237
					3	移				送	<u> </u>				費		96
					4	出	産	Ē	ī	育	児	ļ	諸		費		10, 926
					5	葬			祭			諸			費		2, 100
3 国 月	民健康保険	事業	費納付	金													856, 255
					1	医	房	Ŧ	糸	合	付	-	費		分		608, 481
					2	後	期。	高	齢	者	支	援	金	等	分		185, 943
					3	介	護	美	糸	内	付	_	金		分		61,831
4 共	同事	 業 救	九 出	金													1
					1	<u>共</u>	同		事	業	<u> </u>	拠	Н	<u></u>	金		1
5 保	健	事	業	費													29, 665
					1	特	定位	建	康	診	查	等	事	業	費		26, 795
					2	保		健		事	F.		<u>業</u>		費		2,870
6 基	金	積	<u> </u>	金													7
					1	基		金		積	į		<u>\f\</u>		金		7
7 諸	支	Н	4	金													23, 118
					1	償	還金	金	及	び	還	付	加	算	金		3, 118
					2	繰				出	1				金		20,000
8 予	,	 備		費													10,000
					1	予				—— 備	Î				費		10,000
	歳		出				<u> </u>			計						3	, 233, 306
	////		ш				'			μΙ							, , ,

令和2年度中央市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度中央市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ309,105千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1後期高齢者医療保険		240, 063
	1後期高齢者医療保険料	斗 240,063
2使用料及び手数		65
	1手 数 *	4 65
3 繰 入		68, 468
	1一般会計繰入金	68, 468
4 諸 収		273
	1延滞金、加算金及び過*	<u> </u>
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 会	全 270
	3 雑	1
5 繰 越		236
	1繰 越	<u>≥</u> 236
歳	<u></u>	309, 105

//X	±/ ₂						TE				人 好	
•	款						項				金額	
1 総	務	費									13, 713	
			1 希	総	務		管	理	1	費	12, 349	9
			2 1	敳			収			費	1, 364	4
2後期高	高齢者医療広域連 征	合納付金									294, 822	2
			1 1	後期	高齢	者医	医療 広り	或連合	含納付	金	294, 822	2
3 諸	支 出	金									270	0
			1 1	賞遣	量 金	及	び還	付力	加 算	金	270	0
4 予	備	費									300	0
			1 -	予			備			費	300	0
	歳	出		合			計				309, 105	5

令和2年度中央市介護保険特別会計予算

令和2年度中央市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,206,215千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

	款					Į	頁				金額
1 保	険		料								469, 234
				1介	護		保	ß	矣	料	469, 234
2 使	用料及び	手 数	料								2
				1 手			数			料	2
3 国	庫 支	出	金								517, 477
				1 国	庫		負	<u>‡</u>	且	金	386, 199
				2 国	庫		補	ħ	力	金	131, 278
4 支	払 基 金	交付	金								569, 667
				1 支	払	基	金	交	付	金	569, 667
5 県	支	出	金								299, 234
				1 県		負		担		金	285, 907
				2 県		補		助		金	13, 327
6 財	産	収	入								30
				1 財	産	運		用	収	入	30
7 繰	入		金								347, 867
				1 —	般	会	計	繰	入	金	347, 867
8 繰	越		金								1,000
				1 繰			越			金	1,000
9 諸	収		入								1, 704
				1 延	滞金、	加加	算	金及	び過	料	2
				2 雑						入	1,702
	歳	入		<u></u>	<u></u>		 				2, 206, 215

	款		項	金額
1 総	務	費		51, 146
			1総務管理	費 31,836
			2 徴 収	費 4,763
			3介護認定審査会	費 14,547
2 保	険 給	付費		2, 068, 023
			1介護サービス等諸	費 1,889,164
			2介護予防サービス等諸	費 6,975
			3そ の 他 諸	費 1,828
			4高額介護サービス等	費 49,136
			5高額医療合算介護サービス等	費 17,920
			6特定入所者介護サービス等	費 103,000
3 地	域 支 援	事 業 費		85, 614
			1 介護予防・生活支援サービス事業	費 30,553
			2一般介護予防事業	費 12,987
			3 包括的支援等事業費・任意事業	費 42,056
			4そ の 他 諸	費 18
4 諸	支	出金		402
			1 償 還	金 402
5 予	備	費		1,000
			1 予 備	費 1,000
6 基	金積	立金		30
			1基金積立	金 30
	歳	出	合 計	2, 206, 215

議案第21号

令和2年度中央市地域包括支援センター特別会計予算

令和2年度中央市地域包括支援センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,089千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

		款							項				金	額
1 サ	_	ピ	ス	収	入									912
						1 予	防	給	付	費	収	入		912
2 繰		入			金									14, 176
						1 —	般	会	計	繰	入	金		14, 176
3 諸		ЦΣ	L		入									1
						1 雑						入		1
		歳		入		î	à		計					15, 089

	 款]	 項					金	額
1 総			費											14, 175
, =				1 総		務		管		理		費		14, 175
2 事	 業		費	•								,		913
·	,,,			1居	宅			 支	—— 援	事	 業	費		913
3 諸	 支	出	金									- '		1
				1 償				還				金		1
	歳	出		î				計						15, 089

議案第22号

令和2年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算

令和2年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,106千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

1分担金及び負担金 2使用料及び手数料 1使用料 2手数料 3財産運用収入 4繰入金	9, 780 9, 780 42, 535 42, 500 35
2使用料及び手数料 1使用料 1使用料 2手数料 3財産収入 1財産運用収入 4繰入金	42, 535 42, 500
1使用料 2手数料 3財產収入 1財產運用収入 4繰入金	42, 500
2 手 数 料 3 財 産 収 入 1 財 産 運 用 収 4 繰 入 金	
3 財 産 収 入 1 財 産 運 用 収 入 4 繰 入 金	35
1財 産 運 用 収 入 4繰 入 金	
4 繰 入 金	30
	30
1一般 全計	46, 260
	15, 738
2基 金 繰 入 金	30, 522
5 繰 越 金	500
1 繰 越 金	500
6 諸 収 入	1
1雑 入	1
歳 入 合 計	99, 106

	款					項			金	額
1 総	務		費							84, 326
				1 総	務	管	理	費		84, 326
2 諸	支	出	金							12, 780
				1 基		金		費		12, 780
3 予	備		費							2,000
				1 予		備		費		2,000
	歳	ļ	<u></u> 出	合		計				99, 106

令和2年度中央市簡易水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度中央市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1)	給	水	戸	数	1,	385戸
					•	

(4) 主要な建設改良事業

配水設備改良事業 28,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

		HX	人		
第1款	簡易水道事業収益			130,	259千円
第1項	頁 営業収益			1 1 4,	086千円
第2項	頁 営業外収益			16,	172千円
第3項	事 特別利益				1 千円

支 出

第1款 簡	育易水道事業費用	184,	032千円
第1項	営業費用	161,	092千円
第2項	営業外費用	20,	8 4 0 千円
第3項	特別損失		100千円
第4項	予 備 費	2,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

	収	入		
第1款 資本的収入			161,	000千円
第1項 企 業 債			14,	000千円
第2項 他会計借入金			100,	000千円
第3項 補助金			47,	000千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

98,360千円

28,758千円

66,602千円

3,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に 属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 6,148千円及び900千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	14,000	証書借入の方法に よる。起債の時期は 令和2年事業年度。 ただし、その全部又 は一部を翌年度以 降に繰り越し、起債 することができる。	5.0%以内	借入先の融資条件に よる。ただし、企業財 政その他の都合によ り繰上償還又は、低 利に借り換えること ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のと おりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額 に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議 決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 17,417千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は47,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、2,285千円と定める。

令和2年度中央市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度中央市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続 更数 9,097 戸

(2) 年間総処理水量 2,566,000㎡

(3) 一日平均処理水量 7,030 m³

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備 310,617千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入		
第1款 2	公共下水道事業収益			806,	588千円
第1項	営業収益			281,	450千円
第2項	営業外収益			525,	137千円
第3項	特別収益				1千円
		支	出		
第1款 2	公共下水道事業費用			806,	588千円
第1項	営業費用			656,	8 2 6 千円
第2項	営業外費用			133,	416千円
第3項	特別損失			15,	3 4 6 千円
第4項	予 備 費			1,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額95,166千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,773千円、引継金44,457千円、当年度分損益勘定留保資金19,936千円で補てんするものとする。)

				収	入		
第1款 資	資本的	り収え	/			786,	750千円
第1項	企	業	債			442,	800千円
第2項	補	助	金			3 3 6,	850千円
第3項	負	担	金			7,	100千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

881,916千円

358,529千円

522,387千円

1,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に 属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 30,335千円及び4,962千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業債	177,200	証書借入の方		# 1 4 o = 1 /m
流域下水道整備事業債	23,100 千円	法による。起債 の時期は令和 2年事業年度。		借入先の融資 条件による。た だし、企業財政
資本費平準化債	196,900	ただし、その全 部又は一部を	5.0 %以内	その他の都合により繰上償
下水道事業債 (特別措置分)	45,600 千円	翌年度以降に 繰り越し、起債 することがで		プロスは、低利に 借り換えるこ とができる。
合 計	442,800	きる。		C N- (C 'J)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 23,091千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は425,134千円である。

令和2年度中央市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度中央市農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接続声数	1,	213戸
(2)	年間総処理水量	375,	$4\ 8\ 1\ \text{m}^{^3}$
(3)	一日平均処理水量	1,	$0\ 2\ 8\ \text{m}^{^3}$

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備 2,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入		
第1款 農業集落排水事業収益		260,	761千円
第1項 営業収益		42,	240千円
第2項 営業外収益		218,	5 2 0 千円
第3項 特別収益			1千円
支	出		
第1款 農業集落排水事業費用		260,	761千円
第1項 営業費用		230,	966千円
第2項 営業外費用		26,	204千円
第3項 特別損失		2,	591千円
第4項 予 備 費		1,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額31,557千円は、引継金31,557千円で補てんするものとする。)

				収	入		
第1款	資本的	り収え	/			104,	058千円
第1項	企	業	債			46,	800千円
第2項	補	助	金			55,	038千円
第3項	臽	扣	£			2	220千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

135,615千円

2,500千円

132,615千円

500千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に 属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 4,406千円及び405千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債		証書借入の方法に		
		よる。起債の時期		借入先の融資条件に
		は令和2年事業年		よる。ただし、企業
	46,800	度。ただし、その	5. 0	財政その他の都合に
		全部又は一部を翌	%以内	より繰上償還又は、
		年度以降に繰り越		低利に借り換えるこ
		し、起債すること		とができる。
		ができる。		

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 6,838千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は155,510千円である。

令和2年度中央市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度中央市上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

配水設備改良事業 222,080千円

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1)	給 水 戸 数		8,	123戸
(2)	年間総給水量	2,	078,	$9 \ 9 \ 0 \ m^3$
(3)	一日平均給水量		5,	$696\mathrm{m}^3$
(4)	主要な建設改良事業			
	配水設備拡張事業		17,	600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

	収	入		
第1款 水道事業収益			293,	918千円
第1項 営業収益			273,	5 2 5 千円
第2項 営業外収益			20,	392千円
第3項 特別利益				1千円
	支	出		
第1款 水道事業費用			272,	608千円
第1項 営業費用			244,	433千円
第2項 営業外費用			25,	825千円
第3項 特別損失				350千円
第4項 予 備 費			2,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。(資本的収入額が 資本的支出額に対して不足する額263,714千円は、過年度分損益勘定 留保資金263,714千円で補てんするものとする。)

	収	入		
第1款 資本的収入			151,	000千円
第1項 企 業 債			111,	000千円
第2項 工事負担金			40,	000千円

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 予 備 費

第4項 他会計貸付金

414,714千円

240,006千円

69,708千円

5,000千円

100,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	111,000	証書借入の方法に よる。起債の時期は 令和2年事業年度。 ただし、その全部又 は一部を翌年度以 降に繰り越し、起債 することができる。	5.0%以内	借入先の融資条件に よる。ただし、企業 財政その他の都合に より繰上償還又は、 低利に借り換えるこ とができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費 20,787千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、5,186千円と定める。